

税務相談室

従業員に支給する 結婚祝金、学資金等

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 当病院では、従業員本人および同居の親族に慶弔禍福があった場合には、あらかじめ定めてある支給基準によって祝金等を支給することにしています。このほど従業員に、次のように祝金および見舞金を支給しましたが、給与として源泉徴収すべきでしょうか。
 - ①結婚する看護師甲へ祝金5千円を支給
 - ②自宅が水害で被害を受けた看護師乙へ災害見舞金1万円を支給
2. 当診療所では、従業員に次のような学資金等を支給していますが、税務上どう取り扱われるのでしょうか。
 - ①看護師の資格のない従業員を看護師学校に入校させ、その学資金を支給しています。
 - ②看護師を看護師教育の研修会へ派遣し、研修会費および交通費を負担しています。

回答

1. 受給（贈）者の社会的地位に照らし、社会通念上相当と認められるものは課税されない。

いわゆる冠婚葬祭の場合にはその喜びを共にしたり、悲しみをわかち合うという意味もあって、私生活の面だけでなく使用者と役員または使用人との間においても、お祝やお見舞の金品の授受は慣行的に行われています。

そこで、結婚、出産等の祝金品、病気、災害等の見舞金品、葬祭料、香典等については、その支給基準、支給形態および金額、支給対象等は千差万別であって、ご質問にある一面のみをとらえてその可否を判断することはできませんが、その支給形態から次のように二つに分けて考えることができます。

(1)使用者が好意的、恩恵的に支給するもの

使用者から役員または使用人に対して、その家族の慶弔に際して支給されるものである場合には、原則としてその支給を受ける者の一時所得となります。

しかし、葬祭料、香典、災害等の見舞金品で、その金額がその者の社会的地位、贈与者と受贈者

との関係等に照らして社会通念上相当であると認められる場合には、課税されないこととなります。

(2)使用者が義務として支給するもの

使用者から役員または使用人に対し雇用契約等に基づいて支給される結婚、出産等の祝金品は、使用者が義務として支給するものでありますから、給与所得として課税されます。これは、使用者に対してその支払を権利として請求できる点で、使用者が好意的、恩恵的に支給するものとは性格を異にし、給与の対価たる性質を有するものと考えられます。しかし、このような祝金品の贈答は広く一般に社会的な慣行として行われていることから、その支給される金額が役員または使用人の地位等に照らして社会通念上の見舞金、祝金等に相当すると認められる金額の範囲内である限り、課税されないことに取り扱われています。

したがって、ご質問の場合はあらかじめ定めてある支給基準によって義務的に祝金等が支給されておりますので、原則的には給与に該当しますが、支給された金額は社会通念上相当と認められますので、給与として課税する必要はないでしょう。

2. 使用人としての職務に直接必要な技術、知識を習得または免許資格を取得するための学資金、研修会出席費用等は課税されない。

使用者が使用人等に支給し、または負担する学資金等は、原則として使用人に対する給与として課税対象になります。

しかし、使用者が自分の業務を遂行するため使用人に使用人としての職務に直接必要な技術や知識を習得させるため、または免許や資格を習得させるために研修会、講習会等の出席費用または大学等における聴講費用に充てるために支給する金品については、これらの費用として適正なものについては課税しなくてもよいことに取り扱われています。

したがって、ご質問の場合はいずれも診療所の業務遂行上必要な技術の習得、資格の習得に必要な費用として支給されており、かつ、その金額等からみて適正なものであれば、給与として課税する必要はありません。